

知的障害を有する方々への選挙における合理的配慮の検討 I

卒業生アンケートから

石飛了一

(筑波大学附属大塚特別支援学校)

KEY WORDS:選挙権の拡大 意思の表明 合理的配慮

【はじめに】平成 25 年の公職選挙法等の一部改正により成年被後見人の選挙権が回復し、これまで選挙に参加してこなかった障害のある方々や高齢者へ選挙権が拡大した。また、平成 27 年に同じく公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、満 18 歳を迎える高校生は在学中に選挙権を有することになった。

こうして新たに選挙権を獲得した方々の意見を適切に投票結果へ反映するためには、選挙に参加することの意味・投票の仕方などを学ぶ機会の設定、立候補者が自分の公約を分かりやすく伝えること、障害の特性に応じた意思確認と投票のやり方など様々な合理的配慮が必要であると考えられる。そこで、本研究では知的障害特別支援学校の卒業生に対し、以下の目的を持ってアンケート調査を実施した。

【目的】

知的障害のある方の選挙への参加状況、情報収集の方法、選挙において感じる困難、求めるサービスを明らかにし、今後必要とされる合理的配慮について検討を行う。

【方法】

A 特別支援学校卒業生のうち、青年学級（卒業生の集まり）に参加したものにアンケート調査を実施する。

【結果と考察】

A 特別支援学校にて実施された青年学級に参加した 27 名に対してアンケート調査を実施した。年齢の内訳は、10代 3名、20代 11名、30代 5名、50代 4名、60代 2名、回答なし 2名であった。選挙への参加経験ありと答えたものは 19名、参加経験のない方が 8名いた。

○選挙への参加状況

通常行われる期日前投票に関しては、多くの方が知っていた。選挙参加の頻度は、選挙権が 18 歳に引き下げられたことにより初めて参加した新卒の方が 2名いた。年齢別に見ると毎回参加している人は 20代 3名、30代 1名、50代 2名、60代 2名であった。時々参加している人は、20代 5名、30代 1名、50代 2名、60代 0名であった。傾向として、健常者と同じように年齢が高くなるほど投票への参加率が高まることが伺われた。

投票に関しては、ほとんどの方が投票所に行き、期日通りに行っていた。期日前投票を知っていながら行っていない方は少ないため、期日前投票の知識の有無は障害のある方々の投票率にはあまり影響がないと思われた。

○選挙に参加しない理由

興味がないと答えた方が 8名中 6名いた。障害の有無や年齢にかかわらず、政治への興味関心を高めていく取り組みが求められるだろう。その他、複数回答であったが「選挙に関して感じる難しさ」が阻害要因になっていた。

○候補者を選んだ理由

選挙ポスターが最も多く、次いで街頭演説や政見放送であった。その他に「新聞を見た」という回答があったことから、投票に向かう前に目にする情報が投票に関する候補者決定に関わっていることが伺われた。

○投票所で困ったこと

投票経験のある方々は、投票所で困ったことは特になく、回答した方が 12名だった。しかしながら、9名の方が

何らかの困難を感じていることが分かった。支援を行う際、合理的配慮を考えていく際には有効な情報であると考えられる。○選挙において望む合理的配慮

選挙に参加経験のある方々の中には、特になくと答えた方も 8名いたが、残りの 11名が複数回答をした。現状でも行われている「投票用紙への代筆」の他に、「公約の分かりやすい説明」や「写真やボタンで候補者を選ぶ」、「候補者や政党名などを代読する」と行った項目に多くの回答があった。慣れない人や場所、活動に対して苦手意識があったり、緊張が高まったりすることの多い知的障害のある方々にとっては、投票所において選挙管理委員会の方へ支援を求めること自体が苦痛になりかねない。制度として支援を受けられる体制が整っていたとしても、提供されているサービスがサービスを求める方々の実態や要望に応じていなければサービスの意味が損なわれてしまう。「写真やボタンで候補者を選ぶ」「代読する」「代筆する」などの要望は、ICT 機器を用いることで簡単に実現できる支援である。また、「公約の分かりやすい説明」も、タブレット型 PC に公約をまとめたスライドや動画などを用意しておくことで容易に確認することができる。より多くの方々の選挙への参加を促していくための合理的配慮を検討する上で有益な情報であると思われた。

投票経験のない方々は、特になくと回答した方が 3名いたが、参加しない理由に「興味がない」という回答があったことから選挙自体に興味関心がないため、求めるサービスについても要望がないと思われた。投票経験がない方は、参加しない理由（阻害要因）になっていることの解決策を求めている。

【結論】知的障害のある方々も健常者と同じように選挙に参加する方、しない方がはっきりと分かれていた。知的障害のある方々には、健常者に比べて生活経験が乏しく、日常生活以外のことに興味関心を向けることが少ないことがある。知的障害のある方々が「政治の主体者である実感」を味わうためには、幼少期から学校における自治的活動に参加することや、日常生活の中で得られる権利や果たすべき義務について分かりやすく伝える主権者教育を行っていく必要がある。学校在籍時から「政治の主体者である実感」を味わうために、投票や役員立候補を含む児童会や生徒会、委員会活動、学級での係活動といった自治的活動に参加する経験を積むと同時に、自治的活動に「自分で参加できた」と充実感・達成感を味わうための支援（合理的配慮）を整えていく必要がある。

【文献】

1. 柴田洋弥, 知的障害者等の選挙権行使を支援しよう, 『ノーマライゼーション障害者の福祉』, 公益財団法人日本リハビリテーション協会, 第 33 巻, 18-20pp
2. 自閉症・知的障害者等の選挙権行使への支援を求める声明, 2014, 一般社団法人日本自閉症協会

【謝辞】本研究は全日本冠婚葬祭互助協会様の第 17 回社会貢献基金助成、研究助成事業のご支援を頂戴して取り組みました。この場をお借りして、深く感謝申し上げます。(ISHITOBI Ryouichi)